

生駒市 DX 推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、デジタル技術やデータの活用による地域、市民サービス及び行政の DX（デジタル変革）等の取組を推進し、市民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため設置する生駒市 DX 推進本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) DX に関する重要事項及び総合調整に関すること。
- (2) DX に精通した人材育成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、DX の推進に必要と認められる事項

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長を充て、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長及び生駒市最高デジタル責任者補佐官を充て、本部長を補佐し、本部長に事故のある時は、副市長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、教育長、水道事業管理者、特命監、公室長及び部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長、議会事務局長をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務はデジタル化を所掌する課、係、その他これらに準ずるもの（以下「課等」という。）において処理する。

(DX 推進チーム)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、DX 推進チームを置くことができる。

- 2 DX 推進チームに属する者は、本部長が指名する。
- 3 DX 推進チームリーダーは生駒市最高デジタル責任者補佐官を充てる。
- 4 DX 推進チームの庶務はスマートシティを所掌する課等において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(生駒市デジタル戦略本部設置要綱の廃止)

- 2 生駒市デジタル戦略本部設置要綱（令和4年11月9日施行）は、廃止する。